

## 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会 スポーツ仲裁規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「本協会」という。)が決定した処分に対する不服申し立てにつき、本協会と不服申立者等の間に生じた紛争を迅速かつ適切に解決する事を目的とする。

(日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立て)

第2条 不服申立者等が次に定める本協会の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて決定するものとする。

- 1、聴覚障害者卓球競技に関する決定(競技中になされる審判の判定を除く)
- 2、選手選考等に関する決定
- 3、懲戒処分規程に基づく処分決定
- 4、その他、スポーツ仲裁機構へ紛争解決を求める事項

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和4年11月30日から施行する。